

長門市林業成長産業化地域創出モデル事業支援業務
公募型プロポーザル 募 集 要 項

1 目的

長門市では、総土地面積の75%を森林が占め、本格的な伐期を迎えているスギ、ヒノキをはじめ、全国的にも珍しいと言われている群生するシイの木など、豊富な森林資源を有しており、こうした豊富な森林資源を有効に利用し、次世代に良好な状態で継承していくことが喫緊の課題となっている。

この度、全国16箇所のモデル地区の1つとして、林野庁から本市の「林業成長産業化地域構想」（以下「構想」という。）が承認され、「平成29年度林業成長産業化地域創出モデル事業」の採択も受けたところである。

構想では、実施期間を今年度から平成33年度までの5年間とし、林業の成長産業化に向けて、新たなしくみや体制を構築し、適正な森林の整備・保全、森林の多面的機能の維持・向上を図りつつ、素材生産量の拡大、担い手の確保及び育成、木材需要の確保及び拡大等に取り組むこととしている。

本業務は、幅広い知見やノウハウ等を有する専門事業者（以下「受託者」という。）の支援のもとに、構想の具現化に向けた取組を着実に推進することを目的に実施するものであり、本業務に最も適した事業者を選定するため、標記業務における受託者を公募型プロポーザル方式で募集する。

2 業務概要

(1) 業務名

長門市林業成長産業化地域創出モデル事業支援業務

(2) 業務内容

別紙長門市林業成長産業化地域創出モデル事業支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期限

契約締結の日から平成30年3月30日まで

(4) 履行場所

当市内等

(5) 発注者

長門市長 大 西 倉 雄

(6) 選定方式

公募型プロポーザル

(7) 契約限度額

5,550 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(8) 事務局

〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2

長門市経済観光部農林課

TEL : 0837 (23) 1325 FAX : 0837 (22) 8458

E-mail : rinmu@city.nagato.lg.jp

長門市ホームページ : <http://www.city.nagato.lg.jp/>

3 参加者の資格要件

次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 当市の現状を把握し、具体的な提案等ができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づき更生又は再生の手続きの申し立てがされていない者であること。
- (4) 参加意向申出書の提出の日から契約締結の日までの間において、長門市物品等及び業務委託に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において、国及び県工事等において指名停止がある場合も参加資格がないものとする。
- (5) 自社、その他経営に実質的に関与している者及び使用人が、長門市暴力団排除条例（平成 23 年長門市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団のほか、長門市物品等及び業務委託競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する要綱（平成 26 年長門市要綱第 19 号）第 2 条に該当する者でないこと。
- (6) 次のア又はイに該当する者であること。
 - ア 平成 29 年度長門市競争入札参加資格名簿に登載されている者
 - イ 上記に登載されていない者にあつては、参加意向申出書と同時に参加資格審査申請の提出を行い、発注者に上記アと同等の資格を有していると認められる者 ※資料（別記様式 1 参照）
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。

4 スケジュール

- (1) プロポーザル実施の公表
平成 30 年 1 月 5 日（金）
- (2) 参加申込書受付期間
平成 30 年 1 月 5 日（金）～平成 30 年 1 月 17 日（水）
- (3) 質問の受付
平成 30 年 1 月 5 日（金）～平成 30 年 1 月 10 日（水）

- (4) 参加資格確認通知
平成 30 年 1 月 18 日 (木)
- (5) 企画提案書の受付期間
平成 30 年 1 月 5 日 (金) ～平成 30 年 1 月 26 日 (金)
- (6) 第 1 次審査委員会 (書類審査)
平成 30 年 1 月 29 日 (月) 予定
- (7) 第 1 次審査結果通知
平成 30 年 1 月 29 日 (月) 予定
- (8) 最終審査委員会 (ヒアリング実施)
平成 30 年 2 月 2 日 (金) 予定
- (9) 最終審査結果通知
平成 30 年 2 月 5 日 (月) 予定
- (10) 契約締結
平成 30 年 2 月上旬予定

5 参加申込書の提出

参加希望者は、提出書類を以下のとおり提出すること。

- (1) 参加申込書受付期間
平成 30 年 1 月 5 日 (金) から平成 30 年 1 月 17 日 (水) までの
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- (2) 提出先及び提出方法
事務局へ持参又は郵送 (郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着する
よう発送すること。)
- (3) 必要な提出書類
 - ・プロポーザル参加意向申出書【別記様式第 1 号】 1 部
 - ・参加資格審査申請書 1 式 (平成 29 年度長門市競争入札参加資格名簿に
掲載されていない者) ※申請書類等一式【別記様式 1】 1 部

6 質問の受付及び回答

本業務に対する質問のある場合は、質問書【別記様式 2】により行うものとする。

- (1) 質問の受付
平成 30 年 1 月 5 日 (金) から平成 30 年 1 月 10 日 (水) までの

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで。

(2) 質問の受付方法

質問書に記載のうえ電子メールにより提出すること。ただし、質問書を提出した場合は、その旨を電話により連絡すること。なお、電話による質問は受け付けません。

(3) 質問の回答

質問内容及びその回答については、平成 30 年 1 月 12 日（金）に、長門市ホームページに掲載し、個別回答は行いません。（回答の際は、質問者を特定できないようにして実施します。）

7 企画提案書等の提出

企画提案参加希望者は、提出書類を以下のとおり提出すること。

(1) 企画提案書受付期間

平成 30 年 1 月 5 日（金）から平成 30 年 1 月 26 日（金）までの
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(2) 提出先及び提出方法

事務局へ持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし期限までに到着するよう発送してください。）

(3) 必要な提出書類

提出書類は、以下の各指定部数及び電子データ 1 部（PDF 形式、CD-R）とする。

ア 企画提案書【別記様式第 6 号】 1 部

イ 会社概要及び業務実績表【別記様式 3】 1 部

ウ 業務体制表【別記様式 4】 1 部

エ 企画提案書別紙【任意様式】 10 部

・企画提案については、仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効果的かつ効率的な具体的実施方法、魅力あるコンテンツ、多様な主体との連携による相乗効果を生み出す視点等、必要な事項を具体的に記載すること。

・提案趣旨やアピールしたいポイントなどをわかりやすく記述すること。

オ 業務行程表【任意様式】 1 部

・実施スケジュールと役割分担が具体的にわかるように提案すること。

カ 見積書及び積算内訳書【任意様式】 1 部

- ・仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載すること。
- ・見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

8 企画提案書類等の取扱い

(1) 著作権

企画提案書類、その他参加者から提出された書類（以下「企画提案書類等」という。）の著作権は、参加者に帰属する。ただし、発注者が当該募集に関する報告等のために必要な場合には、発注者は、企画提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

(2) 提出書類の取扱い

企画提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、参加者の許可を得なければ公表しない。

(3) 提出書類の返却

企画提案書類等は返却しない。

9 プロポーザル審査委員会

長門市林業成長産業化地域創出モデル事業支援業務公募型プロポーザル審査委員会の委員は次のとおりとします。

	区分	氏名
1	学識経験者（山口大学経済学部経営学科准教授）	藤田 健
2	素材生産者代表（山口県西部森林組合長）	義満 謙二
3	製材業者代表 （ウッドネット西部やまぐち協同組合副理事長）	流田 壽雄
4	流通事業者代表（（株）小月原木市場事業課長）	中野 実
5	行政関係者（山口県長門農林事務所森林部長）	窪田 郁也
6	行政関係者（長門市副市長）	磯部 則行
7	行政関係者（長門市経済観光部次長）	泉 文男

10 審査方法

審査は2段階の点数方式によって実施する。最終審査に進んだ応募者についての審査は、第1次審査と最終審査の合計得点で評価され、その最高得点者を契約候補者として特定する。

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、提出された企画提案書を匿名方式により審査し、最終審査対象者として3者程度を選定する。審査の結果は、提出図書の提出者全員に通知する。なお、第1次審査では、参加者の実績、提案内容を採点する。

(2) 最終審査

- ・実施日 平成30年2月5日（月）予定
- ・実施会場 市内公共施設

（第1次審査を通過した者に指定時間、場所等を詳細に通知する。）

- ・実施方法 ヒアリングによる審査
- ・実施内容 企画提案書による説明を実施し、その後審査委員会委員が質疑を行います。時間は25分（説明10分／質疑15分）とします。
- ・出席者 説明者1人、補佐2人の3人以内とします。
- ・その他 説明はパワーポイント等の使用を認めるが、提出された企画提案書に基づくものとする。なお、審査は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

11 審査基準

(1) 審査項目

評価分類	評価項目	審査基準	配点比率
1. 業務実施体制	1) 人員及び実績	① 本業務を遂行できるだけの経験と実情を有しているか。 【調査実績】	30%
		② 本業務を迅速かつ円滑に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。 【実施体制、フォローアップ】	
	2) 見積金額	① 適正な見積金額が提示されているか。【業務コスト】 ※見積金額（税込）が契約限度額を超える場合は失格。	
2. 業務実施方針	1) 提案内容	① 提案内容に説得力があるか。【具体性】	70%
		② 提案内容の計画行程が具体的かつ現実的であるか。 【計画性や実現性】	
		③ 提案内容が、先進技術や施策の動向を適切に踏まえているか。【先見性】	
		④ 提案内容が、図表やイメージ等を効果的に使いわかりやすく表現されているか。【平易性】	
		⑤ 提案内容が、長門市に限らず、多様な主体との連携のもと実施される仕組みを備えているか。【連携度】	
		⑥ 長門市がこれまで取り組んでいる林業振興に係る施策の効果を具体的に活用し、かつ提案者としての新たな視点とアイデアを踏まえた提案内容であるか。 【関連施策への理解や戦略性・独創性】	
	⑦ 長門市が昨年度策定した「林業成長産業化地域構想」に掲げる施策やKPIとの関連を具体的かつ定量的に示されているか。【基本構想との整合性】		
2) 業務内容の総合的理解度（ヒアリング）	① 総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、業務実施の方向性が的確であるか。 ② 提案と説明の整合が取れており、明確な応答がされ、本業務への強い取組意欲や実行力が期待できるか。 【理解度、専門性、提案能力、コミュニケーション能力】		

(2) 審査基準

本公募における基準点は、合計得点の60%とし、60%未満の場合は、契約候補者として選定しない。

12 特定・非特定の通知

企画提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及び理由を書面により通知します。

なお、特定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

13 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関してプロポーザル審査委員会委員との接触があった者
- (7) ヒアリングに出席しなかった者

14 その他

- (1) 本プロポーザルに参加することによって生じる費用は、全て参加者の負担とします
- (2) プロポーザルの作成のために長門市において作成した資料は、長門市の了解なく公表、使用することはできません。
- (3) プロポーザルは最適な事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (5) 本業務に関して、参加事業者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、契約候補者としての選定を行います。
- (6) その他、この実施要項に定められていないことについては、長門市業務委託に関するプロポーザル実施要綱により取り扱うものとします。